

任命拒否 撤回を

日本学術会議から推薦された新会員6人を菅首相が任命拒否したことは、学術会議法に反し、憲法で保障された「学問の自由」を脅かす重大問題。任命拒否を撤回すべきです。

「学問の自由」なぜ憲法に

学術会議会員の任命拒否は、なぜ国民全体の問題なのか、憲法になぜ「学問の自由」(第23条)が独立した条項として明記されたのか。

明記した国は少ない 軍国主義の反省から

戦前の軍国主義の歴史への反省からです。多くの国では「学問の自由」は「思想・表現の自由」の中に含まれると解釈されていますが、日本国憲法には「表現の自由」(第21条)の上に「学問の自由」が独立して明記されています。そういう国は少数です。

侵略戦争拡大 相次いだ弾圧事件

戦前、政府が学問と思想の自由に介入・弾圧し、科学者が戦争に動員されました。京都帝大の滝川幸辰教授の刑法学説が「国体に反する」として免官された「滝川事件」(1933年)、東京帝大の美濃部達吉教授が公職を追われた「天皇機関説事件」(1935年)はその代表的例です。翌36年には軍部のクーデター「二・二六事件」が発生、以後軍部の力が一層大きくなり、国民生活の隅々まで統制され、政府は侵略戦争拡大に突き進みました。「学問の自由」への攻撃はその契機になりました。

制度解説

衆院選挙
投票方法

比例代表は「**日本共産党**」と書きます
小選挙区は「候補者の名前」で

衆議院比例代表は政党名で投票します。参議院と違い個人名は無効です。

大阪市廃止 再び否決

市民の良識 維新の野望砕く



「反対」多数の報道に喜びを爆発させる市民。1日、大阪市(日本共産党ホームページより)

大阪市廃止の是非を問う住民投票が1日行われ、「反対」多数で大阪市存続が決まりました。130年の歴史を持つ大阪市をつぶし、権

住民投票

限も財源も府に吸い上げ、「一人の指揮官(知事)」のやりたい放題の体制を作ろうとする「維新」の野望を市民の良識が打ち破りました。

大阪市を廃止し、特別区に分割する「大阪都」構想の住民投票は、2015年5月に続いて2度目。維新は前回反対だった公明党を抱き込みましたが、再び市民にノーを突きつけられました。

約200億円の財源不足になること、特別区設置コストが15年間で1300億円にもなることを挙げ、住民サービスは避けられないと指摘。「大阪市を残してこそ、命とくらしを守ることができる」と訴えました。

「大阪市を守れ」と訴える人たちは、特別区になれば毎年

日本共産党